

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名	児童扶養手当支給事業			事業コード	0470
担当課等	所属名	保健福祉部 児童福祉課		担当係名	
	課長名	石塚 千英司	担当者名	澤口 佐知子	電話番号 2565

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード 1	施策	みんなで支える子育て支援の展開	コード 6
	基本事業	育児不安の軽減	コード 2			関連予算 費目名
	特記事項					
	事業期間	○ 単年度 ● 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度			⇒ (開始年度 平成14年度～)	
事務事業の概要	離婚や死亡等により、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童の養育者に児童扶養手当を支給して、児童福祉の増進を図る。					
根拠法令等	児童扶養手当法					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
死別母子家庭を支給対象とする母子年金の補完制度としての母子福祉年金から所得の低い離婚母子世帯に対する社会福祉制度を設けるため、児童扶養手当法が制定された。(昭和36年11月)その後、離婚の増加など母子家庭を取り巻く状況が大きく変化したことから、児童扶養手当制度を従来の補完制度から福祉制度に改めた。また、平成14年8月に児童扶養手当法が改定され、手当の支給主体が県から市になった。平成22年8月からは父子家庭も支給対象となった。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
扶養義務者と同居している受給資格者の所得制限限度額を緩和し、手当が受給可能となる範囲を拡大してほしい旨の要望がある。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
児童扶養手当法の制度改正により、受給をはじめてから5年又は受給要件に該当してから7年のどちらか早いほうに該当した時、平成20年度以降、受給者の手当額は原則として減額されることになった。また、平成22年8月からは父子家庭も支給対象となった。平成23年4月から、障害年金の子の加算の運用の見直しにより、これまで子が障害基礎年金の子加算の対象である場合は児童扶養手当の受給対象とされなかったが、今後は、子加算額と児童扶養手当額の高い方を選択して受給できることとなった。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	ひとり親家庭の母又は父、ひとり親家庭に順ずる世帯の母又は父、父母がいない児童を養育する者	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 児童扶養手当受給資格者数	単位	人
				B.	単位	
				C.	単位	
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) 児童扶養手当認定請求申請の提出を受け、審査した後手当を支給した。 23年度計画(23年度に計画している主な活動) 22年度に同じ	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 児童扶養手当受給者数	単位	人
				B.	単位	
				C.	単位	
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与する。	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 受給者数/受給資格者数×100 【指標の性格:○上げる ○下げる ●維持する】	単位	%
				B.	単位	
				C.	単位	
				【指標の性格:○上げる ○下げる ○維持する】		
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	子育てに悩まない	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	アンケート調査「子育てに悩んでいる・不安を持っている」と答えた子どものいる親の割合(単位:%)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	児童扶養手当受給資格者数	人	2,882	2,992	2,992	3,178	3,300	3,300	27年度 3,300
対象 指標B									年度
対象 指標C									年度
活動 指標A	児童扶養手当受給者数	人	2,557	2,683	2,683	2,867	2,970	2,970	27年度 2,970
活動 指標B									年度
活動 指標C									年度
成果 指標A	受給者数/受給資格者数×100	%	88.72	89.67	89.67	90.21	90.00	90.00	27年度 90.00
成果 指標B									年度
成果 指標C									年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	1,125,668	1,164,512	1,199,802	1,226,079	1,258,118	1,258,118	*****
財源 内訳	④国	千円	375,222	388,923	399,934	404,292	419,372	419,372	*****
	⑤県	千円							*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	750,446	775,589	799,868	821,787	838,746	838,746	*****
	⑧その他	千円							*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	1,125,668	1,164,512	1,199,802	1,226,079	1,258,118	1,258,118	*****
	延べ業務時間数	時間	3,612	3,612	3,612	3,612	3,612	3,612	*****
	職員人件費 (B) (臨時職員賃金は、事務費に含む)	千円	14,448	14,448	14,448	14,448	14,448	14,448	*****
	トータルコスト (A) + (B)	千円	1,140,116	1,178,960	1,214,250	1,240,527	1,272,566	1,272,566	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☐ 向上余地がある ☒ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☐ 類似事業がある ☒ 類似事業がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
公平性評価	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること 現行制度の中で、改革改善を行っており、当面は現状維持とする。 ②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) 現行制度内での改革改善を進めている。
---------	--

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果 <table><tr><td>① 必要性</td><td>☒ 妥当</td><td>☐ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>② 有効性</td><td>☒ 妥当</td><td>☐ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>③ 効率性</td><td>☒ 妥当</td><td>☐ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>④ 公平性</td><td>☒ 妥当</td><td>☐ 見直し余地あり</td></tr></table>	① 必要性	☒ 妥当	☐ 見直し余地あり	② 有効性	☒ 妥当	☐ 見直し余地あり	③ 効率性	☒ 妥当	☐ 見直し余地あり	④ 公平性	☒ 妥当	☐ 見直し余地あり	(2)全体総括(振り返り、反省点) 平成22年度から父子家庭にも児童扶養手当が支給されるようになった。今後も、認定、支給等スムーズに行われるよう取り組む。以前不正受給の事例もあったため、今後も、厳格な審査に努める必要がある。
① 必要性	☒ 妥当	☐ 見直し余地あり												
② 有効性	☒ 妥当	☐ 見直し余地あり												
③ 効率性	☒ 妥当	☐ 見直し余地あり												
④ 公平性	☒ 妥当	☐ 見直し余地あり												
今後の方向性と改革改善案	(3)今後の事務の方向性(改革改善案) <table><tr><td>☐ 終了</td><td>☒ 継続</td><td rowspan="3">☒ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☐ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携</td></tr><tr><td>☐ 廃止</td><td>☐ 休止</td></tr></table> 方向付けの理由と改革改善の内容		☐ 終了	☒ 継続	☒ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☐ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携	☐ 廃止	☐ 休止							
☐ 終了	☒ 継続	☒ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☐ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携												
☐ 廃止	☐ 休止													